

2023年7月25日

徳島地方最低賃金審議会 御中

徳島県労働組合総

議長 山本正

徳島市川内町鶴島115 黄金ビル

TEL: 088-665-6644 FAX: 665-2117

2023年度最低賃金額改定の審議に向けた意見書

全国一律制の実現めざし、地域間格差の解消を

物価高騰下で人間らしく暮らせる最低賃金を



はじめに

本年度の最低賃金改正の審議にあたり、徳島労連は、徳島地方最低賃金審議会に対して、物価高騰のもとで広がる貧困と格差の是正、地域経済の再生のために、早期に1,500円以上をめざし、直ちに1,000円以上に引き上げ、全国一律最低賃金制度の実現に向けた格差の解消を行うよう決断を求めます。

私たちは、日本の最低賃金には3つの問題があると考えています。1つは、低すぎて自立して生活できないこと。特に、現在の物価高騰が最賃近傍で働く労働者の生活をさらに困難にしています。2つ目には、地域別で格差が広がっていること。3つ目は、中小企業支援が脆弱であることです。

1. 低すぎる最低賃金 物価高騰から生活を守るために最低賃金1,500円以上の実現を

4月の消費者物価は、総合指数で前年当月比3.5%上昇し、生活必需品(基礎的支出項目)では、4.2%も上昇しています。一方、実質賃金はマイナス3.0%(2023年4月)、13カ月連続で減少となっています(厚生労働省・毎月勤労統計調査)。実質賃金が年度を通じて減少したのは、消費税増税時以来8年ぶりで、世界的なインフレ、物価高騰のもとで「賃金のあがらない国・ニッポン」の異常さがますます際立っています。

物価の高騰は所得の低い人への影響が大きく、格差の拡大にもつながります。新型コロナウイルスの感染拡大の影響で苦しい生活を強いられてきている非正規雇用労働者などにとっては、所得の減少に加えて物価上昇で二重の打撃となります。今年の最低賃金の改定にあたって、物価の高騰から生活を守るためにも最低賃金の物価上昇率を上回る大幅な引き上げを求めるものです。

日本の最低賃金は、時給で定められ、2022年の改定では、最高の東京都が1,072円、徳島県が855円で、全国加重平均は961円となっています。平均が961円といっても、実際にそれ以上の金額の最賃は7都府県(東京、神奈川、大阪、埼玉、愛知、千葉、京都)のみで、徳島など24県はいまだに800円台となっています。徳島県の最低賃金で、仮に月150時間働いたとして月12.8

万円、年収 153.9 万円です。173.8 時間換算でも月 148.5 万円、年収 178.3 万円で、ここから税・社会保険料が引かれ、普通に暮らすことは到底、難しいのが現実となっています。

全労連が全国 27 都道府県で 4 万 8 千人を超える人たちの協力で取り組んできた“マーケットバスケット方式”による「最低生計費試算調査」によると、全国どこでも 25 歳単身で月額 24 万円(税込み)・時間額 1,500 円以上(月 150 時間換算)必要との結果が示されています。人間らしく暮らせる最低生計費は、都市部でも地方でもほぼ同額であることが明らかになっています。【表 1】

海外に目を向けると、オーストラリア 1959 円、スウェーデン 1717 円、アメリカのワシントン州では 2069 円になっています【表 2】。ドイツやフランスでは 物価高騰にも対応し、一年で 3 回も改定するなど、多くの国で最低賃金の大幅な引き上げに取り組んでいます。主要先進国の中で日本の最低賃金(平均)は低水準にあり、C・Dランクの多くの地方は韓国(990 円)の最低賃金よりも低い水準となっています。

【表 1 最低賃金試算調査結果】

表 1-a 最低生計費試算調査若年単身世帯総括表

都道府県名	青森県	秋田県	岩手県	山形県	宮城県	福島県	茨城県	東京都	長野県
自治体名	青森市	秋田市	盛岡市	山形市	仙台市	福島市	水戸市	北区	長野市
性別	男性	男性	男性	男性	男性	男性	男性 女性	男性 女性	男性 女性
最賃ランク	D	D	D	D	C	D	B	A	B
消費支出	179,522	182,825	186,717	181,425	183,708	183,513	179,910 178,147	179,804 176,824	183,113 184,772
食費	46,583	47,235	47,242	46,605	47,226	47,442	41,967 32,985	44,361 35,858	41,323 32,926
住居費	33,000	35,000	37,000	34,000	35,000	36,000	36,458 36,458	57,292 57,292	40,625 40,625
水道・光熱	10,406	10,687	11,614	10,878	11,068	10,903	7,546 7,356	6,955 6,780	7,298 7,114
家具・家事用品	4,066	3,841	3,932	4,321	4,150	3,893	3,265 3,222	2,540 2,703	4,342 4,937
被服・履物	6,885	6,901	7,144	6,131	7,709	6,506	8,440 6,719	6,806 5,302	7,522 7,406
保健医療	2,604	2,690	2,636	2,682	2,682	2,617	1,002 2,866	1,009 2,885	1,026 2,934
交通・通信	36,150	36,114	36,057	36,022	36,103	36,234	29,990 32,481	12,075 12,075	29,359 31,799
教養・娯楽	19,599	20,286	19,988	19,089	19,512	19,796	28,534 28,630	25,577 25,613	26,393 26,393
その他	20,138	20,072	20,105	21,696	20,257	20,123	22,708 27,430	23,189 28,316	25,225 30,638
非消費支出	52,112	52,555	52,686	53,041	57,998	53,531	55,177 55,177	51,938 51,938	53,399 53,399
予備費	17,900	18,200	18,600	18,100	18,300	18,300	17,900 17,800	17,900 17,600	18,300 18,400
最低生計費(月額・税等抜)	197,422	201,025	205,317	199,525	202,008	201,813	197,810 195,947	197,704 194,424	201,413 203,172
最低生計費(月額・税等込)	249,534	253,580	258,003	252,566	260,006	255,344	252,987 251,124	249,642 246,362	254,812 256,571
年額(税込)	2,994,408	3,042,960	3,096,036	3,030,792	3,120,072	3,064,128	3,035,844 3,013,488	2,995,704 2,956,344	3,057,744 3,078,852
月150時間換算	1,664	1,691	1,720	1,684	1,733	1,702	1,687 1,674	1,664 1,642	1,699 1,710

表 1-b 最低生計費試算調査若年単身世帯総括表

都道府県名	岐阜県	大阪府	兵庫県	岡山県	高知県	大分県	沖縄県
自治体名	岐阜市	大阪市	神戸市	岡山市	高知市	大分市	那覇市
性別	男性 女性	男性 女性	男性 女性	男性 女性	男性 女性	男性 女性	男性 女性
最賃ランク	C	A	B	C	D	D	D
消費支出	176,737 177,656	173,494 170,933	175,940 169,919	180,404 186,105	183,688 184,283	187,077 191,848	179,439 182,093
食費	44,872 37,640	43,727 35,097	44,206 33,866	40,333 33,993	45,423 37,054	42,755 35,785	41,266 33,200
住居費	38,000 38,000	48,000 48,000	46,000 46,000	35,417 35,417	33,000 33,000	39,000 39,000	36,458 36,458
水道・光熱	7,874 8,690	5,091 6,609	7,301 6,841	7,273 11,491	8,710 10,360	7,560 7,877	8,764 10,424
家具・家事用品	3,058 3,109	3,780 3,693	3,972 4,477	4,032 4,297	3,247 3,707	4,226 5,394	3,826 3,851
被服・履物	7,748 5,752	8,756 8,249	5,594 4,308	6,575 7,701	6,638 8,223	4,478 8,896	5,021 3,339
保健医療	1,501 4,591	4,107 6,313	2,106 2,103	1,094 2,352	1,306 868	2,348 3,574	1,142 3,643
交通・通信	34,993 32,953	13,469 12,567	17,702 16,431	33,384 33,384	37,407 33,923	36,302 36,142	33,794 33,794
教養・娯楽	20,390 20,680	23,553 25,604	29,512 29,538	23,454 25,547	26,070 25,781	26,635 26,635	25,620 25,177
その他	18,301 26,241	21,011 24,621	19,547 24,275	26,842 31,923	21,627 31,367	33,873 28,545	23,548 32,209
非消費支出	53,422 53,422	54,157 54,157	50,492 50,492	50,107 50,107	47,711 47,711	53,037 53,037	48,977 48,977
予備費	17,600 17,700	17,000 17,000	16,900 16,900	18,000 18,000	18,300 18,300	18,700 19,200	17,900 18,200
最低生計費(月額・税等抜)	194,337 195,356	190,794 187,933	193,440 186,919	198,404 204,705	202,683 205,777	211,048 211,048	197,339 200,293
最低生計費(月額・税等込)	247,759 248,778	244,951 242,110	243,932 237,311	248,511 254,812	249,699 250,394	258,814 264,085	246,316 249,272
年額(税込)	2,973,108 2,985,236	2,919,412 2,905,320	2,927,184 2,847,732	2,982,132 3,057,744	2,996,388 3,004,728	3,105,768 3,169,020	2,955,792 2,991,264
月150時間換算	1,652 1,659	1,633 1,614	1,626 1,582	1,657 1,699	1,665 1,669	1,723 1,761	1,642 1,662

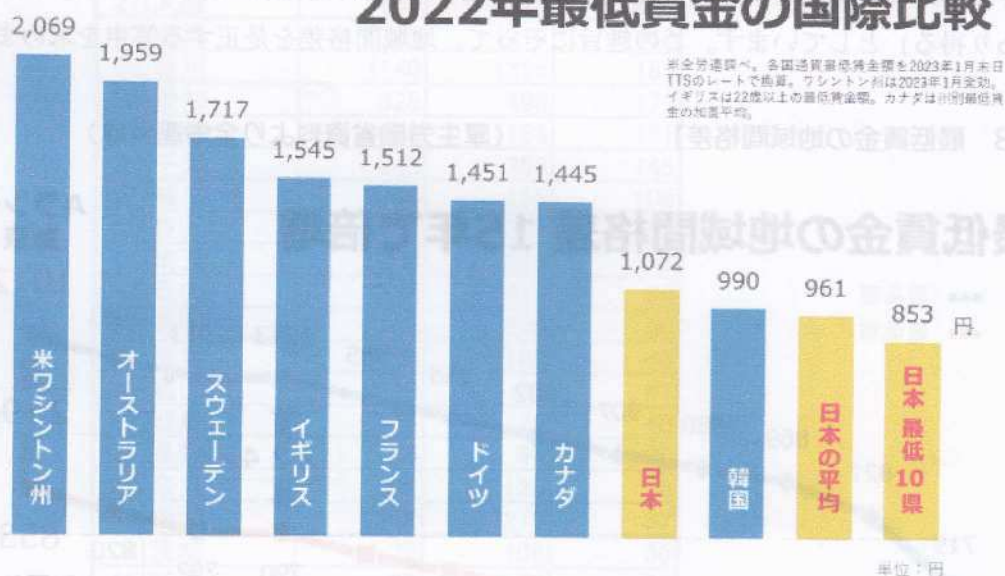
(注1) 25歳単身・賃貸ワンルームマンション・アパート(25㎡)に居住という条件で試算。

(注2) その他には理美容品費、理美容サービス費、身の回り用品費、交際費、自由裁量費(1ヶ月6,000円)を含む。

(注3) 非消費支出=所得税+住民税+社会保険料。

【表2 主要国の最低賃金】

2022年最低賃金の国際比較



2. 地域間格差の問題 ～全国一律制度の実現を～

2つめの問題は「地域間格差」です。

2022年の改定では、最高額の東京都が1,072円、最低額の10県は853円で219円(20.4%)もの格差があります。【表3】に示しているようにランク制度によって地域間格差は年々拡大し、2006年の109円から2022年には219円と格差は2倍以上に広がっています。

しかし、前述したように「最低生計費試算調査」の結果は都市部も地方も25歳単身で月額24万円(税込)、時間額1,500円以上(月150時間)必要との結果が示されています。

最低賃金に地域間格差があることによって、最低賃金が低い地方では、労働者、特に若者が都市部へ流出する要因になっています【表4】。2022年の徳島県人口移動調査結果報告(徳島県統計協会令和5年3月発行)の県外移動状況では、国外を除くと転出が転入を2,292人も上回り、若者を中心に都市部への流出が続いています【表5】。最低賃金の地域間格差は、労働者の賃金格差となり生活保護、年金、公務員賃金、保険料に至るまで様々な制度の格差となっています【表6】。その結果、地方の高齢化と過疎化が進み、活力が奪われ、地域経済の疲弊を招いています。

わたしたちは、現行法のランク制による地域別最低賃金である限り、最低賃金の低い地域は、その現状の支払い能力や経済状況が勘案されて決められるため、低いままに決定される構造的な問題をもっていると考えています。また、「地域間格差拡大の抑制」という点から、高い地域は低い地域を考慮することで、引き上げを抑制する要因ともなっています。217円(20.2%)と開いた格差を改善するには、全国一律に最低賃金法を改正することが必要だと考えています。

4月6日、1978年以来続いてきた4ランクを3ランクにすることを打ち出した「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告(以下「報告」)」が発表されました。この総合指数で徳島は、東京を100として75.4としていますが、消費者物価指数以外の19項目は、最賃や地域手当などで所得や給与が抑えられ、消費支出も下がり、購買力の低下で小売りやサービス業などの付加価値額も下がるのは当然であって、それを指数にして安くて良いとするなら間違い

で、それを100に近づけることこそ求められています。労働者の生活に直結する消費者物価指数で見れば、東京を100として徳島は95.3となっており、東京が1,072円なら徳島は1,022円であるべきです。このようななかで「報告」は、「下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得る」としています。この趣旨にそって、地域間格差を是正する答申を求めます。

【表3 最低賃金の地域間格差】

(厚生労働省資料より全労連作成)

最低賃金の地域間格差 15年で倍増



【表4 最低賃金と人口の増減】

(総務省統計より全労連作成)

2021年 地域最低賃金と人口の社会的増減の比較図 最低賃金が高い都市部に人口が流出



※ 総務省統計局「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」(2021年1月1日現在)より、全労連作成

【表5 県外流出状況】

県外移動状況令和4年1～12月総数

NO	都道府県	転入	転出	流出
27	大阪	1336	1815	479
13	東京	799	1217	418
36	香川	1140	1325	185
23	愛知	325	498	173
28	兵庫	1003	1164	161
12	千葉	243	388	145
21	岐阜	46	155	109
26	京都	304	399	95
11	埼玉	210	293	83
33	岡山	353	417	64
22	静岡	143	203	60
25	滋賀	114	160	46
16	富山	19	60	41
10	群馬	35	75	40
20	長野	56	94	38
29	奈良	92	130	38
39	福岡	233	270	37
8	茨城	72	108	36
15	新潟	20	52	32
14	神奈川	422	449	27
19	山梨	16	39	23
32	島根	63	83	20
17	石川	39	58	19
18	福井	23	36	13
9	栃木	46	58	12
1	北海道	125	136	11
40	佐賀	30	38	8
42	熊本	58	66	8
4	宮城	58	64	6
24	三重	90	93	3
34	広島	489	490	1
2	青森	30	30	0
3	岩手	21	17	-4
6	山形	17	13	-4
41	長崎	69	65	-4
44	宮崎	40	36	-4
45	鹿児島	68	63	-5
46	沖縄	103	98	-5
31	鳥取	47	41	-6
5	秋田	11	3	-8
7	福島	27	19	-8
43	大分	61	53	-8
30	和歌山	107	97	-10
38	高知	418	407	-11
37	愛媛	722	692	-30
35	山口	176	144	-32
47	国外	2584	1166	-1418
	合計	12503	13377	874
	国外除く	9919	12211	2292

徳島県統計協会「令和4年徳島県人口移動調査結果報告書」より

【表6 最低賃金と平均賃金】

(厚生労働省資料より全労連作成)



3. 中小企業支援策の抜本的な強化を

3つめは、中小企業支援が脆弱であることです。日本の企業の99.7%が中小零細企業であり、労働者の約7割が中小企業で働いています。中小企業は、賃金を大幅に引き上げる体力を持ち合わせていません。地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できる特別な支援策と財政措置が求められています。

2023年3月に、日本商工会議所・東京商工会議所による「最低賃金および中小企業の賃金・雇用に関する調査」結果が出されました。そのなかで2023年の最低賃金額の改定について、「引下げるべき」もしくは「引上げはせずに、現状の金額を維持すべき」と回答した企業の割合の合計が31.5%と、前年から8.4ポイント減少。一方で、「引上げるべき」と回答した企業の割合は、前年調査から0.7ポイント上昇して42.4%となっています。2022年に最低賃金を「引き上げるべき」の声が「引下げるべき」「現状の金額を維持すべき」を上回り、2023年から増加したという注目すべき結果がだされています。

また、2022年の地方最賃審議会答申の付帯決議中、4分の3が国による中小企業支援を求めていることも重要な点です。最も多いのが、「業務改善助成金」などの支援策拡充要求で、33都道府県にのぼり、京都府の答申付帯決議では「中小企業に対する助成制度としては極めて不十分」とし、現場の声を反映した制度にするよう「さらなる抜本的な改善を喫緊に図るべき」と求めています。さらに、「新たな支援金」「直接的給付金等支援策」など別建ての支援制度の創設を「強く要望する」の表記も10以上の地方にのぼり、税・社会保険料の減免や優遇措置を求める要望も急速に増加しています。また、物価高騰に伴う材料費やエネルギー、労務費の上昇分について、中小企業が販売価格に転嫁できるよう、取引の適正化、環境整備を求めたのは29都道府県となっています。全労連も2022年1月に「最低賃金の改善、中小企業支援の拡充で地域経済の好循環を～全国一律最賃で経済の好循環を求める提言」をまとめ、徳島でも経営団体と懇談してきました。

また、昨年の審議会では、四国では連絡橋の通行料が高く流通コストで不利な状況にあるなどと具体的な話しも出されました。審議会では、「どうすれば大幅な引き上げができるか」という前

向きの議論をしていただくことを強く求めます。また、こうした議論の内容を付帯決議として答申日に出せるように準備することも「あり方小委員会」決めていただいたので、政府や自治体に具体的な支援策を強く求めていただき、最低賃金引き上げのための中小企業・小規模事業者に対する支援策の抜本的な強化の実現を求めます。

さいごに

最低賃金法は、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的」としています。

「経済財政運営と改革の基本方針 2023」が閣議決定され、最低賃金は地域間格差にも配慮し、できる限り早期に全国加重平均で 1000 円以上を目指すことを打ち出しました。しかし、「平均 1,000 円」は、2010 年の政労使による「雇用戦略対話」合意で「2020 年までに全国平均 1,000 円を目指す」としていたもので、すでに 3 年も遅れているものです。私たちの要求である全国一律 1,500 円以上とはほど遠い状況が続いています。

日本の最低賃金は、先進諸国中で最も低水準の国に属し、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことすら困難にするだけでなく、労働者・国民の消費購買力を押しとどめることによって地方経済の疲弊をも招いています。最低賃金 1500 円以上、全国一律制の実現は、非正規雇用労働者だけでなく、労働者全体の賃金底上げと消費購買力向上による日本経済の好循環をも生み出すこととなります。

消費を向上させて経済の「好循環」を図るためには、賃金の底上げが最も効果的です。それには、全国一律最低賃金制に転換し、地域間格差を解消し、全国どこでも最低生計費を保障する時給 1,500 円以上に引き上げることが求められます。同時にそれを補完する、中小企業の願いに寄り添った利用しやすく行政の力強い支援策の拡充は不可欠です。

今年地域最低賃金の改定に向けて、貴審議会の積極的な引き上げで、物価高騰から労働者の暮らしを守り、地域間格差の解消で地域経済の活性化がはかれるよう強く求めて、徳島労連の意見とします。

以上

2023年5月17日

徳島労働局長 竹中 郁子 殿
地方最低賃金審議会 会長 殿

全労連四国
議長

要 請 書

貴職におかれましては、労働者の生活の安定、地域経済の健全な発展のため尽力されていることに敬意を表します。

ご承知のとおり、昨今の物価高騰により労働者・国民の暮らしは、極めて厳しく、とりわけ最低賃金近傍で働く労働者は生活できない状況に陥っています。この間、私たちは各県の労働局長に対し、物価高騰の異常事態のなかで最低賃金法第12条に基づき地方最低賃金審議会に最低賃金の「再改定」を直ちに諮問するよう要請してきましたが、電気料金も高騰するなか早急な対応が求められています。

いま日本の経済力は東南アジア以下の34位にまで転落していますが、その要因が人への投資・賃金抑制にあり、技術者や研究者の海外や海外企業への流出が言われています。同様に、賃金の地域格差は、地方の担い手が都市部に流出する大きな要因となっています。最近実施された、20歳台単身者が自立して生活するための最低生計費調査では、東京北区で時給1,664円、高知市で同1,665円と全国どこでも生活費に変わりがないことがあらためて明らかになっています。地域経済が衰退するなかで最低賃金の全国一律制度の声が強まっていますが、「中賃目安全協」は、4ランクから3ランクに改正したもののランク制度を維持することを妥当としています。また、ランク付けの指数では、肝心の消費者物価地域差指数では東京を100として徳島95.3、高知95.1、香川94.0、愛媛73.4、徳島71.1としてランク分けをしています。所得や賃金を多く並べて最終的には香川78.1、徳島75.4、愛媛73.4、高知71.1としてランク分けをしています。所得や賃金が抑えられているし、購買力の低さが小売りやサービスの付加価値を下げているのであってこれらの指数は、現行の最低賃金を正当化するために並べた指数と言えます。最低賃金は法が要請する「人たるに値する」「健康で文化的な」最低限度の生活を保障するものでなければならず、私たちが行っている最低生計費調査の結果を反映させることこそが求められています。

一方で、「中賃目安全協」は、審議の透明性を高める観点から議事の公開について検討し、公労使三者が集まって議論を行う部分については公開することが適当とし、議事録の早期公開について努めることが適当としています。地方審議会においても審議の公開がいつそう求められています。

このようなかで、最低賃金や審議の在り方等について下記のとおり要請します。

記

1) 最低賃金を全国一律制度とし、法が要請する「健康で文化的」「人たるに値する」生活ができるよう時給1500円以上とすること。

また、急激な物価高騰など必要な時は速やかに再改定できるようにすること。

2) 最低賃金引上げにかかわる中小企業・小規模事業者への支援策については、生産性向上のための投資に対する支援とは切り離し、賃金引き上げに対し社会保険料の減免など直接的支援を行うこと。また、昨年度の業務改善助成金の利用状況をお聞かせください。

3) 最賃審議委員の公正な任命を行うこと。

4) 審議会及び専門部会を公開すること。また、審議会・専門部会の議事録を遅滞なく公開すること。

5) 人事費が試算する標準生計費は、変動の大きさとともに生計費の実態を反映していません。標準生計費試算方法の問題点を調べ、見直しを求めること。

6) 審議会の傍聴人数について、上限を撤廃するとともに、オンラインでの傍聴を可能にすること。

以上

最低賃金いつでもどこでも 1500 円の実現を求める要請書

貴職のご発展に敬意を表します。

私たちは「JAL 不当解雇撤回と全国一律最賃 1500 円の実現を求める四国キャラバン実行委員会」でございます。いま私たちの周りでは貧困と格差が拡大し、自死や DV、過労死、少子高齢化が大きな社会問題となっています。その最大の要因は、2000 万人を超えたといわれる非正規労働者の無権利・低賃金問題です。私たちはこの問題の解決には最低賃金の大幅な引上げが最も有効であると考えています。

さて、低賃金で働く 2000 万人非正規労働者の多くが「結婚できない」、「子供が作れない」、「子供にご飯が食べさせられない」という悲惨な生活実態、労働実態に置かれています。その上に昨年来の物価の急騰は実質賃金の低下を招き、彼らにさらに大きな生活苦と困難を強いています。そこで私たちは「最賃の再引き上げ」を貴職に求めてきました。しかし貴職はこれを無視し続けています。非正規労働者の生活の維持改善はもっぱら最低賃金の引き上げを待つほかなく、これを無視することは極めて非人道的といわざるを得ません。改めて最低賃金の「再引き上げ」求めるとともに、最低賃金制度の改善と時給 1500 円の実現を求めて以下のように要請いたします。

記

1. 最低賃金の「再引き上げ」を緊急に行うこと。
2. 最低賃金を時給 1500 円に引き上げること。
3. 最低賃金の地域ランク制を廃止し全国一律とし、生涯 2000 万円にも達する地域間格差や東京一極集中現象、地方からの人口流出、過疎促進現象に歯止を阻止すること。
4. 最低賃金の地域ランク制を 4 ランクから 3 ランクに改定するとしているが、地域間格差の根本的解決にならない。直ちに全国一律最賃制を実施すべきである。
5. 最低賃金の引き上げに伴う中小企業に対する支援は、税負担、社会保険料の減免など公的支援を手厚く行うこと。
6. 中央、地方の最低賃金審議会の公開原則を審議会だけでなく専門部会にまで拡充すること。
7. 最賃審議委員は全ナショナルセンターから最低 1 人は選出できる仕組みにすること。

2023 年 6 月 7 日

JAL 不当解雇撤回・最賃 1500 円実現四国キャラバン実行委員会
共同代表・谷 英樹（最低賃金の大幅引き上げ CP 委員会四国代表委員）

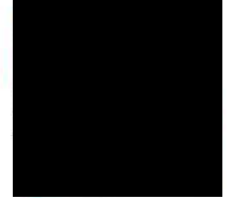
以上

令和5年7月27日

徳島地方最低賃金審議会 御中

徳島弁護士会

会長 梶野 正



会長声明の送付について

当会は、徳島県の最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明を発表しましたのでご送付いたします。



徳島県の最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明

第1 声明の趣旨

当会は、中央最低賃金審議会、徳島地方最低賃金審議会及び徳島労働局長に対し、地域経済の健全な発展を促すとともに、労働者の健康で文化的な生活を確保するため、最低賃金を大幅に引き上げるよう求める。

第2 声明の理由

- 1 現在、徳島県の地域別最低賃金は1時間855円（令和4年10月6日発効）である。

この金額は、前年度から31円の引き上げとなったものの、全国加重平均額（都道府県ごとの最低賃金を合計して47で除した金額ではなく、都道府県ごとの最低賃金に都道府県ごとの労働者数を乗じた額について、これを全労働者数で除した金額）である1時間961円を大きく下回っており、未だ余りに低すぎる。

- 2 地域別最低賃金は、中央最低賃金審議会における最低賃金改定の論議を受けて行われる各都道府県の地方最低賃金審議会での審議結果を踏まえて、各都道府県の労働局長において決定されるものである。

我が国の最低賃金制度は、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定等に資することを目的としている（最低賃金法1条）。

最低賃金制度を「すべての労働者を不当に低い賃金から保護する安全網」（セーフティーネット）として実効的に機能させるためには、最低賃金を基準にフルタイムで働いた場合にも人間らしい生活を送ることができる社会を志向して、最低賃金が検討されなければならない。

ところが、現在の1時間855円という水準では、1日8時間、1か月22日間働いたとしても月収約15万円、年収約180万円にしかならない。これは、いわゆるワーキングプア水準と呼ばれる年収200万円を大きく下回っている。

この賃金額では、労働者が十分に生活していけるだけの水準が確保されているとは到底言い難い。

さらに、近年、食料品や光熱費など生活関連品の価格が急上昇している。総務省が公表する消費者物価指数によれば、令和2年を100としたときの令和5年6月の消費者物価指数（総合指数）は105.2であり、食料費の指数について言えば112.2である。令和2年と同じ水準で生活を維持する場合の費用は総合指数で約5%増加しており、ことに食料費については約12%も増加しているなど、近年の物価上昇の傾向は顕著であ

る。

「労働者の生活の安定」という最低賃金法の目的に沿った最低賃金額にするためには、その額を引き上げる必要があるとともに、さらに、現在の大幅な物価上昇を踏まえればなおさら、その額を大幅に引き上げる必要がある。

3 また、最低賃金の地域間格差が依然として大きいことも問題である。

昨今の労働組合や研究者による調査によれば、地域別最低賃金を定めるにあたって重要な考慮要素とされている労働者の生計費に関し、都市部と地方との間で、ほとんど差がないことが明らかになっている。

これは、地方では、都市部に比較して住居費が低廉であるものの、公共交通機関の利用が制限されるため、通勤その他の社会生活を営むために自動車の保有を余儀なくされることが背景にある。

ところが、徳島県の現在の最低賃金である855円と、最も高額な最低賃金である東京都の1072円とを比べると、その間に217円もの開きがある。更に、隣県である香川県の現在の最低賃金は878円、兵庫県の現在の最低賃金は960円であり、隣県との格差も生じている。

かかる最低賃金の地域間格差の存在は、当県からの有為な人材の流出を引き起こしかねないとともに、人口減少に危機感を抱いている本県において、人口環流の障壁ともなりかねない。

そのため、徳島県の最低賃金額を大幅に引き上げる方向で、最低賃金の地域間格差の解消を図る必要がある。

4 なお、最低賃金引上げに伴う中小企業への支援策について、現在、国は「業務改善助成金」制度による支援を実施しているが、さらに、日本の経済を支えている中小企業が最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行うことができるよう十分な支援策を講じることが必要である。例えば、社会保険料の事業主負担を免除・軽減すること、原材料費等の価格上昇を取引に正しく反映させることを可能にするよう法規制することなどの支援策も有効であると考えられる。

5 以上のことを踏まえて、当会は、中央最低賃金審議会、徳島地方最低賃金審議会及び徳島労働局長に対し、地域経済の健全な発展を促すとともに、労働者の健康で文化的な生活を確保するため、最低賃金を大幅に引き上げることを求める。

2023年（令和5年）7月27日

徳島弁護士会

会長 梶野正寛